

東村山市小規模事業者経営改善補助金 募集要項

東村山市小規模事業者経営改善補助金とは、小規模事業者（個人事業主含む）が、収益力及び経営力の向上を図るため、自ら作成する経営改善計画書に基づき新たな設備の導入及び店舗の改修等に取り組む場合において、市がその費用の一部を支援する制度です。

魅力ある小規模事業者として、競争力の強化に取り組むお考えのある方は、以下によりご応募ください。

◆ 募集期間

令和4年5月10日（火）から令和5年2月28日（火）まで

※予算額の上限に達した場合は上記期間に関わらず募集を締め切ります。

※実績報告の締切日は令和5年3月31日（金）です。

◆ 応募の対象となる事業者

下記の全ての事項に該当することが必要です。※令和3年度に東村山市小規模事業者経営改善補助金の交付を受けた事業者は申請できません。

- ① 店舗等又は主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が東村山市内にあり、市内で事業等を営んでいること。
- ② 従業員数が、商業・サービス業は、5人以下、製造業、建設業、運輸業その他の業種20人以下であること（中小企業基本法第2条第5項に規定）。
- ③ 税務署長に開業届出等を提出している者であること。
- ④ チェーン店、フランチャイズ店でないこと。
- ⑤ 交付申請前に、経営改善計画書を作成の上、経営相談窓口「Bisport 東村山」又は「東村山市商工会」において予め相談し、助言を受けること。
- ⑥ 他の地方公共団体等からの同様の補助金等を受けていない及び受ける予定がないこと。
- ⑦ 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- ⑧ 住民税の滞納がないこと。
- ⑨ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
- ⑪ その他市長が不適當と認める者でないこと。

◆ 補助対象経費

令和5年3月31日までに完了する以下の事業が対象となります。

- ① 機械設備等の導入及び改修経費
- ② 店舗等の改修経費
- ③ ①・②に付随する設置工事費及び設計費等

※①から③は、交付決定後に行う必要があります。交付決定前に実施したものは、補助対象とはなりません。

◆ 補助の対象とならない経費

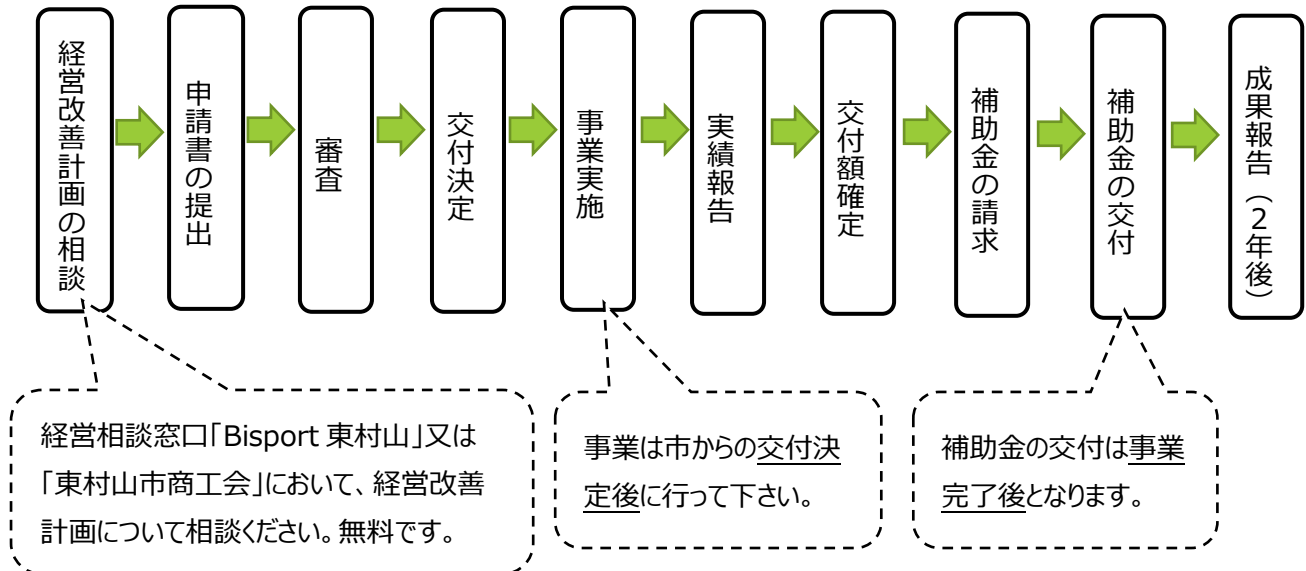
- ① 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレット PC および周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi/・サーバー・WEB カメラ・ヘッドセット・イヤホン・モニター・スキャナー・ルーター等）、テレビ、ラジオ等、電話機（FAX 含む）、コピー機、テレビ、車（フォークリフト等、キッチンカーを除く）、バイク、自転車、消耗品、原材料費、委託費、人件費、販売促進費（チラシ等）等）
- ② リースなど所有権がないもの
- ③ 消耗品にあたるもの
- ④ 実績報告の際に提出する「経費を証する書類」に不備があるもの
- ⑤ クレジットカード払い等で、令和5年3月31日までに支払いが完了しないもの。
例：令和5年3月にクレジットカード決済で購入した代金が令和5年4月に口座から引き落とされる場合は補助対象外
- ⑥ リボ払いで支払うもの
- ⑦ 金券・商品券・ポイント等で支払った経費
- ⑧ 個人間取引（オークション、フリマアプリ等）にて購入したもの
- ⑨ その他市が補助対象外と認める経費

◆ 補助内容

補助率 1/2以内 補助限度額 50万円

※千円未満切捨て、税抜価格に対する補助となります。

◆ 相談から成果報告までの流れ



1. 経営改善計画の相談

①Bisport 東村山

「Bisport 東村山」とは、経営上のあらゆる悩みに対し、経験豊富な専門相談員（中小企業診断士等）による「無料」の経営相談窓口です。電話（042-393-5111 内線：3202）又は電子申請にて、お申し込みください。

②東村山市商工会

東村山市商工会とは、小規模企業施策の実施機関で、小規模事業者等の皆様を支援するために経営相談などの様々な事業を実施している機関です。電話（042-394-0511）にて、お申し込みください。

①「Bisport 東村山」

②「東村山市商工会」

※詳細は⇒



2. 申請書の提出

以下の書類をそろえて、印鑑をご持参の上、産業振興課（北庁舎1階：平日8：30～17：00）までご提出ください。

- ① 東村山市小規模事業者経営改善補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 東村山市小規模事業者経営改善計画書（別紙1）
- ③ 住民票（法人の場合は、登記事項証明書）
- ④ 住民税の納税証明書（本庁舎2階収納課窓口、地域サービス窓口にて取得可能）
※個人事業主の方：市都民税の納税証明書（令和3年度のもの）
※法人の方：法人市民税の納税証明書（直近の事業年度のもの）
- ⑤ 補助対象経費を証する書類（見積書等）
- ⑥ その他、事業に関する書類（あれば提出して下さい）

3. 審査

応募された事業に対する補助金交付の可否を決めるため審査を行います。また、必要がある場合には計画内容についてヒアリングを行います。審査の視点は、次の通りです。

基本項目

- ① 現状に対する認識
自社の製品・サービスの強みや弱みを適切に認識しているか。
- ② 課題の把握
課題の把握が明確になっているか。
- ③ 目標
目標は現状を踏まえ、課題を解決する内容となっているか。
- ④ 事業計画
取組事項の計画内容と財務目標が合致しているか。
- ⑤ 効果
2年後の営業利益の状況及びその算出根拠の妥当性はどうか。
- ⑥ 補助金の必要性
本補助金を有効に活用できる計画であるか。計画内容が経営改善テーマと合致しているか。
- ⑦ 経営改善に対する姿勢
経営改善計画書の全体を通し、経営改善に対する意欲の高さを感じるか。

加点項目

- ※下記に当てはまる場合、基本項目とは別に加点があります。
- ・発注先が市内事業者であるか。

4. 交付決定

審査の結果、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。事業は市の交付決定後に行ってください。

※交付決定額は、補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、改めて補助金の額を確定します。

5. 実績報告書の提出

補助対象事業の終了後、速やかに以下の書類にて実績の報告をしていただきます。実績報告の締切日は令和5年3月31日（厳守）です。期限までに実績報告書を提出できない場合は、補助金のお支払いができません。

① 東村山市小規模事業者経営改善補助金実績報告書（第2号様式）

② 補助対象経費を証する書類

・店舗等の改修の場合：「領収書」、「振込が分かる書類（振込票、または該当部分の通帳の写し）」

・機械、備品等の購入の場合：「領収書」、「振込が分かる書類（振込票、または該当部分の通帳の写し）」、「経費の内訳が分かる書類（納品書等）」

※クレジットカードで支払った場合、上記に加え「クレジットカード利用明細書」を提出してください。

③ 実施内容がわかる写真（実施前・実施後）

6. 交付額確定

実績報告書等に基づき完了検査を行い、交付額を確定し、交付確定通知書により通知します。

※交付確定額は、補助対象経費（税抜額）に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と交付決定額を比較して低い方の額となります。

7. 補助金の請求及び交付

補助金の確定通知を受けた後、請求書（第3号様式）を提出してください。後日、指定された口座に補助金をお振込みします。

8. 成果報告

東村山市小規模事業者改善計画（2年間）終了後に、成果報告書を必ずご提出ください。場合によっては、補助金の返還を請求する場合があります。

◆ その他

- ・この事業は、「東村山市小規模事業者経営改善補助金の交付に関する規則」に基づいて実施します。詳しくは以下までお問い合わせ下さい。
- ・ご提出いただいた書類等をご返却いたしません。また、情報公開請求があった場合には、開示することがあります。

東村山市地域創生部産業振興課（東村山市役所 北庁舎1階）

〒189-8501 東村山市本町1-2-3

TEL: 042-393-5111 内線3202